

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	御殿場市 母子保健管理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、母子保健管理システム及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和5年11月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務である。</p> <p>・御殿場市では、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導に関する事務 ②妊娠の届出の受理又は届出事項の事実確認 ③母子健康手帳の交付に関する事務 ④妊娠婦、新生児、未熟児訪問指導の実施 ⑤健康診査、健康相談の通知及び実施</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」より申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p>
③システムの名称	健康かるてシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健康情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一 49 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (情報提供の根拠) 56の2、69の2 (情報照会の根拠) 69の2、70
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 健康推進課 静岡県御殿場市西田中237-7 TEL 0550-82-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
			<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康推進課長 勝又一巳	健康推進課長 濑戸 進吾	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康推進課長 濑戸 進吾	健康推進課長 青山 公彦	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康推進課長 青山 公彦	健康推進課長	事後	
令和2年3月19日	表紙実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事後	
令和2年3月19日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 四十九の項 母子保健法第11条第1項、第12条第1項、第13条、第16条第1項、第19条第1項	番号法第9条及び別表第一 49 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和2年3月19日	4. ②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 五十六の二の項 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 七十の項	番号法第19条7号及び別表第二 (情報提供の根拠) 56の2、69の2 (情報照会の根拠) 69の2、70	事後	
令和4年3月1日	4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年11月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		<末尾に以下の字句を追加> なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」より申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。	事後	
令和5年11月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康かるてシステム	健康かるてシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年11月10日	2.特定個人情報ファイル名	住民健康情報ファイル	住民健康情報ファイル、統合宛名ファイル	事後	
令和5年11月10日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	御殿場市萩原483番地	御殿場市西田中237-7	事後	